ACSES ニュースレター_２３８３号（2022 年 9 月 20 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇水道水から有害物質「ベンゼン」検出、19 世帯で健康被害調査　北海道室蘭市〈新聞報道〉／室蘭市 基準を超えるベンゼン検出で健康調査〈放送報道〉
◇メタノール飲ませ妻を殺害か 製薬会社の夫逮捕 東京 大田区〈放送報道〉
◇給食カレーに漂白剤入れたか 教員逮捕 警察押収の容器はほぼ空〈放送報道〉／漂白剤混入事件で埼玉・富士見市教育長が謝罪「命守る教員が…」〈Web 報道〉／埼玉 富士見 給食漂白剤混入事件 “気づくよう全部入れた”〈放送報道〉
◇日本製鉄で火事　火花飛び散り材料袋や建物の一部燃える　大分〈放送報道〉
◇自動車工場が入る建物が火災　消火活動中　さいたま市〈放送報道〉
◇プラスチック工場で火事　激しい炎に爆発音も　消火活動続く　静岡・磐田市〈放送報道〉／【続報】激しい炎に爆発音…プラスチック工場火災 9 時間半後にようやく鎮火　停電や住民に避難の呼びかけも―静岡・磐田市〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:電気炊飯器で火災等〈消費者庁〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・株式会社 TBS グロウディアに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令 について〈消費者庁〉／TBS 子会社、景表法違反　痩身宣伝も「根拠なし」〈新聞報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・規制委発足１０年　廃炉翻弄する「水」との闘い〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] フロン排出抑制法に基づく令和３年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果を公表します〈環境省・経済産業省〉
[4] 医薬品
◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 287 号）〈官報〉
[5] 食品安全衛生関係
◇特定保健用食品の表示許可について〈消費者庁〉
[6] 温暖化対策関係
◇「令和 3 年地球温暖化影響調査レポート」の公表について〈農林水産省〉
[7] エネルギー問題
◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 67 号）〈官報〉
◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第 68 号）〈官報〉
[8] その他省庁発表　　１件
[9] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

夜香木（ヤコウボク）

［開催案内］　９件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
［10］海外の化学物質管理情報
○国際：１件　　○欧州：15 件　　○米国：９件　　○ウクライナ：１件　　○タイ：５件
［11］その他　１件
［付録］
◇強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！<国民生活センター>
◇電動キックボードでの公道走行に注意－公道走行するためには運転免許や保安基準に適合した構造及び保安装置が必要ですー　「事業者の対応」追加<国民生活センター>
◇高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル　最新10選<国民生活センター>

****
［1］*化学物質関係事故、事件関係*
◇水道水から有害物質「ベンゼン」検出、19 世帯で健康被害調査　北海道室蘭市
＜北海道新聞　2022 年 9 月 16 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/7000670b94da2bab1449f9ec36801de2110c4b5f
　ガソリンスタンドから漏れた有害物質ベンゼンが水道水に混入した問題を受けて、室蘭市が住民の健康被害について調査を始めました。
　ことし７月、室蘭市高砂町１丁目のガソリンスタンド付近の水道管の水から、国の基準の２倍の有害物質ベンゼンが検出されました。
　その後の調査で、ガソリンスタンドからガソリンが土壌に漏れ出し、そこに含まれるベンゼンが、ポリエチレン製の水道管を透過して、水道水に混入したことがわかりました。　その後、工事を行い、水質は正常に戻ったということです。
　室蘭市は、付近の住民ら、19 世帯のおよそ 50 人に 15 日から調査票を配り、健康被害について調査をすすめています

・室蘭市 基準を超えるベンゼン検出で健康調査
＜NHK　2022 年 9 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/sapporo-news/20220916/7000050704.html
室蘭市の一部の地区で、水道水に国の基準を上回る有害物質のベンゼンが混入していた問題を受け、市は１５日から住民に健康状態などをたずねる調査を始めました。
この問題は、室蘭市高砂町１丁目の一部の地区で、ことし７月に水道水から国の基準の２倍にあたる有害物質のベンゼンが検出されたもので、住民の中には皮膚が荒れる症状を訴えている人もいます。市は、この地区で暮らす住民や働く人、およそ４０人を対象に１５日から健康調査を始め、青山剛市長らが対象者を訪問し、健康状態などをたずねる調査票を手渡しました。市では、１０月に公衆衛生の専門家や地元の医師などによる委員会を立ち上げて、調査の結果を分析し、今後の対応を検討することにしています。
この地区で働いていて、調査の対象となった男性は、「有害物質が知らないうちに体の中に入っているとなると、不安な部分はあります。調査をはやく進めてもらって安心したい」と話していました。
また、青山市長は、「不安の解消に努めると伝えました。住民のみなさんに寄り添い、しっかりと対応したい」と話していました。これに先立ち、この地区にあるガソリンスタンドの敷地では、地下水から最大で国の基準の５１０倍にあたるベンゼンが検出されており、市が関連を調べています。

◇メタノール飲ませ妻を殺害か 製薬会社の夫逮捕 東京 大田区

＜NHK　2022 年 9 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220916/k10013820301000.html

ことし 1 月、東京 大田区のマンションで妻にメタノールを飲ませるなどして殺害したとして、製薬メーカーに勤める 40 歳の夫が殺人の疑いで警視庁に逮捕されました。

夫は薬品の研究や開発の業務にあたっていて、警視庁が詳しいいきさつを調べています。

調べに対し、容疑を否認しているということです。

逮捕されたのは大田区西馬込の製薬メーカーの社員、吉田佳右容疑者（40）です。

警視庁によりますと、ことし 1 月、自宅のマンションで、妻の容子さん（40）にメタノールを飲ませるなどして殺害したとして、殺人の疑いが持たれています。

容子さんは室内で意識不明の状態となって病院に運ばれたあと死亡し、警視庁が詳しく調べた結果、血液などから致死量のメタノールが検出され、死因は「急性メタノール中毒」だったということです。

胃の内容物からもメタノールが検出されたことから食事に混ぜられた可能性があるということで、警視庁が殺害された疑いもあるとみて捜査していました。

捜査関係者によりますと、夫は勤務先で薬品の研究・開発の業務にあたっていてメタノールを取り扱う機会があったということです。

市販のものなど外部から購入した履歴は確認されていないということで、警視庁が詳しいいきさつを調べています。

警視庁の調べに対し「事実ではない。妻に殺意を抱いたことはないし、家にメタノールを持ち込んでいない」などと容疑を否認しているということです。

メタノール「少量でも死に至る可能性」

メタノールは、アルコールの一種で、燃料や化学品の原料、工業用品の洗浄など幅広い用途で使われています。

体内に取り込むと、分解されて有害な「ギ酸」という物質が生成され、失明したり、「急性メタノール中毒」によって死亡したりすることもあるということです。

また、飲料などに混ぜたとしても、味やにおいにほとんど変化はないとされ、海外ではメタノールを使った密造酒によって多数の死者が出る事故も報告されています。

薬物や毒物の中毒に詳しい国際医療福祉大学成田病院の千葉拓世医師は「純度の高いものを人が口にするとかなり少量で死に至る可能性がある。刺激臭や色がなく、アルコールのにおいがする程度で、気付きにくく、非常に危険だ」と話していました。

厚生労働省は、誤って飲み込むなどした場合は直ちに医師に連絡するよう注意を呼びかけています。

第一三共「厳正に対処 社員の指導を徹底」

容疑者が勤務する大手製薬メーカーの第一三共は、社員が殺人の疑いで逮捕されたことについて眞鍋淳社長名でコメントを出しました。

このなかで「社員が逮捕されたことを大変重く受け止めており、警察の捜査に全面的に協力し、事実関係を確認したうえで、会社として厳正に対処するとともに、社員の指導を徹底します」などとしています。

また、会社によりますと、薬品類については、通常、研究棟の倉庫で管理していて、社員には、出し入れの際に記録簿に記録するよう義務づけているということです。

そのうえで、容疑者の薬品類の扱いや、メタノールが持ち出されたかどうかについては「捜査中のため回答は差し控えたい」としています。

◇給食カレーに漂白剤入れたか 教員逮捕 警察押収の容器はほぼ空

＜NHK　2022 年 9 月 16 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220916/k10013820551000.html

埼玉県富士見市の小学校で 24 歳の教員が給食のカレーに漂白剤を入れたとして逮捕された事件で、警察が押収した漂白剤の容器はほとんど空だったことが分かりました。警察はどのくらいの量を入れたのかなど詳しい状況を調べています。

15 日昼すぎ、埼玉県富士見市の市立水谷東小学校で、給食のカレーから異臭がするのを児童らが気付き、塩素系

の漂白剤を入れたとして教員の半澤彩奈容疑者（24）が威力業務妨害の疑いで逮捕されました。
児童らは皿に盛る前に気付いたため健康被害はありませんでした。
警察の調べに対し教員は「ことし３月まで受け持っていたクラスの担任を今年度も担当させてもらえなかったことが悔しく、薬局で買った漂白剤をこのクラスのカレーに入れた」と供述し、容疑を認めているということです。
また警察が校内を調べたところ、３階の部屋の棚から漂白剤の容器が見つかり、中がほとんど空だったことが分かりました。
教員は、この容器の漂白剤を使ったと話しているということで、警察がどのくらいの量を入れたのかなど詳しい状況を調べています。
一方、教員が担当しているクラスのベランダからはかばんも見つかり、塩素系のにおいがしたということで、警察はこのかばんに漂白剤を入れて学校に持ち込んだ可能性もあるとみて調べています。

・漂白剤混入事件で埼玉・富士見市教育長が謝罪「命守る教員が…」
＜産経ニュース　2022 年 9 月 17 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/29a3b1fcafff7d238c431a24b1f2076840e92ccb
給食のカレーに塩素系漂白剤を入れたとして威力業務妨害の疑いで埼玉県富士見市立水谷東小の教諭が逮捕された事件で、市教育委員会は１６日、記者会見や保護者向けの説明会を開くなどして対応に追われた。山口武士教育長は会見で「子供の命、安全を守る責任のある教員が逮捕された。絶対にあってはならないことだ。心からおわび申し上げる」と謝罪した。
会見での山口教育長らの説明によると、逮捕された水谷東小教諭の半沢彩奈容疑者（２４）は令和２年に採用された。今年３月まではクラス担任を務めていたが、４月以降は別の学級を受け持っていた。
県警東入間署によると、半沢容疑者は、引き続きこのクラスの担任をできなかったことへの不満から「カレーに漂白剤を入れた」と供述している。
山口教育長は、半沢容疑者が複数の同僚の教員らに「人事で希望がかなわなかった」と漏らしていたと明らかにした。一方で「勤務ぶりは熱心で、子供たちとの関係も大変よかった」とも述べ、児童や同僚、保護者らとのトラブルは確認されていないと説明した。
市教委は１６日、学校に保護者を集めて経緯を説明したほか、市立小中学校の臨時校長会議をオンラインで開催、不祥事の防止に注力するよう指示した。また、児童の心のケアを図るため、県教委に対しスクールカウンセラーの派遣を要請した。

・埼玉 富士見 給食漂白剤混入事件 “気づくよう全部入れた”
＜NHK　2022 年 9 月 17 日＞　https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20220916/1000084829.html
埼玉県富士見市の小学校で、給食のカレーに漂白剤を入れたとして逮捕された２４歳の教員が「漂白剤を少量入れたらブクブクと泡がたってにおいがした。容器にあった全部を入れて気づいてもらおうと思った」などと供述していることが捜査関係者への取材でわかりました。
１５日、埼玉県富士見市の市立水谷東小学校で給食のカレーに塩素系の漂白剤を入れたとして、教員の半澤彩奈容疑者（２４）が威力業務妨害の疑いで逮捕されました。
児童らは、異臭に気づいてカレーを口にせず、健康被害はありませんでした。
警察によりますと、漂白剤が混入されたのはこの教員がことし３月まで受け持っていたクラスのカレーで、教員は「今年度も担当させてもらえなかったことが悔しかった」と供述し、容疑を認めているということです。
さらに教員は「漂白剤を少量入れたらブクブクと泡がたってにおいがして、我に返った。容器にあった全部を入れて気づいてもらおうと思った」などと話し、子どもたちが事前に気づくようにしたという趣旨の供述をしていることが捜査関係者への取材で新たにわかりました。
容器は校内の別の場所で見つかっていて、中はほとんど空だったということで、警察は混入された量など詳しい状況を調べています。
教員の逮捕を受けて富士見市の教育委員会は１６日夕方、記者会見を開き、「絶対にあってはならないことで大変深刻に受け止めている」と謝罪しました。

記者会見のなかで、富士見市教育委員会の山口武士教育長は「子どもの命を守る責任がある教員が逮捕されたのは絶対にあってはならないことで大変深刻に受け止めています。多大な心配、ご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます」と謝罪しました。
また、逮捕された教員について、「現在３年目で、たいへん研究熱心で、子どもたちとの関係もよかった」と説明しました。

◇日本製鉄で火事　火花飛び散り材料袋や建物の一部燃える　大分
＜テレビ大分　2022 年 9 月 16 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b2e24bf79bb8605b7e5b85ab8edc7bb7ce75de9e
１６日午前、大分県大分市の日本製鉄九州製鉄所大分地区の高炉で火事がありました。
けが人はいません。
火事が起きたのは大分市にある日本製鉄九州製鉄所大分地区の第１高炉です。
消防などによりますと１６日午前８時４５分ごろ「材料袋が燃えている」などと製鉄所の保安センターから１１９番通報がありました。
鉄鉱石や石炭などを溶かす高炉で空気を送る挿入口付近から火花が飛び散り材料袋や建物の一部が燃えたということです。
火は、通報からおよそ１時間１０分後に消し止められけが人はいません。
第１高炉は現在稼働を停止しているということです。
警察と消防が実況見分を行っていて火事の原因を調べています。

◇自動車工場が入る建物が火災　消火活動中　さいたま市
＜テレ朝 news　2022 年 9 月 16 日＞
https://news.tv-asahi.co.jp/news_society/articles/000268598.html
さいたま市の自動車工場が入る建物で火事があり、現在も消火活動が続いています。
　16 日午前 8 時半前、さいたま市緑区で「黒い煙がでている」と目撃者から 119 番通報がありました。
　警察などによりますと、現場は 2 階建ての自動車工場が入る建物で、消防車 9 台が出動し、現在も消火活動が続いています。
　けが人や逃げ遅れの情報はないということです。・

◇プラスチック工場で火事　激しい炎に爆発音も　消火活動続く　静岡・磐田市
＜静岡放送　2022 年 9 月 15 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/152589?display=1
きょう未明、静岡県磐田市のプラスチックのリサイクル工場で火事があり、現在も消火活動が続いています。
カメラマン
「現在、午前 3 時前です。非常に激しく炎が上がっています。時折、爆発音のようなものも聞こえます」
きょう午前 0 時半頃、静岡県磐田市福田のプラスチックのリサイクル工場で火事がありました。
消防によりますと、工場のほか周辺の倉庫 2 棟を焼き、出火からおよそ 6 時間後の午前 6 時半すぎに火の勢いは収まりました。けがをした人は確認されていません。
この火事の影響で、付近のおよそ 190 戸が一時停電しました。

・【続報】激しい炎に爆発音…プラスチック工場火災 9 時間半後にようやく鎮火　停電や住民に避難の呼びかけも―静岡・磐田市
＜静岡放送　2022 年 9 月 15 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/750a612ef97aff7d6c392673478409c232928ce5
9 月 15 日未明、静岡県磐田市のプラスチックのリサイクル工場で火事があり、付近では一時停電が起きました。
＜伊部桜輔カメラマン＞
「現在、午前 3 時前です。こちら磐田市福田ですが、非常に激しく炎が上がっています。時折、爆発音のような

ものも聞こえます」
火事があったのは静岡県磐田市福田のプラスチックのリサイクル工場で、15 日午前 0 時半頃、近所の人が警察に通報しました。火は、工場の建物 1 棟を全焼したほか周辺の倉庫 2 棟を焼き、約 9 時間半後に消し止められました。けがをした人は確認されていません。
＜警察官＞
「誰かいますか。警察です、大丈夫ですか」
＜避難する人＞
「消防が家を一軒一軒当たってくれて避難してくれと連絡がきました」
「(姉は) 足が悪いので、皆と一緒に避難というわけにはいかないので、自分の家に連れていくつもり」
この火事で、警察や消防が周辺の住民に避難を呼びかけたほか、約 190 戸が一時停電しました。

◇*その他の事故、事件*

・消費生活用製品の重大製品事故:電気炊飯器で火災等
＜消費者庁　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030300/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_220916_01.pdf
１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（ガストーチ１件、石油ストーブ（開放式）１件）
２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：２件
（電気炊飯器１件、バッテリー（リチウムポリマー、電動リール用）１件）
３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：11 件
（うち電気洗濯機２件、扇風機１件、電気式浴室換気乾燥暖房機１件、電気炊飯器１件、
電気フライヤー１件、温水洗浄便座１件、ＬＥＤランプ（環形）１件、薪ストーブ１件、
電動立ち乗り二輪車１件、エアコン（室外機）１件）

◇*事故・事件対策、措置、訴訟等*

・株式会社 TBS グロウディアに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令 について
＜消費者庁　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030238/
消費者庁は、本日、株式会社 TBS グロウディアに対し、同社が供給する「トルネード RF ローラー」と称する商品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・TBS 子会社、景表法違反　痩身宣伝も「根拠なし」
＜日経新聞　2022 年 9 月 19 日＞　https://www.nikkei.com/article/DGXZQODG18AH30Y0A211C2000000/
消費者庁は 19 日までに、テレビショッピングで筋肉に電気刺激を与える機器を「下腹部マイナス 8.5 センチ」と痩身効果をうたって販売した TBS ホールディングスの子会社「TBS グロウディア」（東京・港）に対し、宣伝内容に根拠がなく、景品表示法違反（優良誤認）として再発防止命令を出した。信用調査会社によると、2020 年 3 月期の売上高は約 263 億円。
同庁によると、18 年 12 月と 19 年 3 月、BS 番組で「TBC スレンダーパッド」と「トルネード RF ローラー」を販売。それぞれ、「ずんどうボディも 3 週間でくびれボディに」「4 週間続けるだけでマイナス 10.5 センチ」などと表示し、機器を 1 日 10～20 分程度使うだけで痩身効果が得られるかのように紹介していた。
消費者庁が表示の根拠を裏付ける資料を求めたが、モニター数が少なく、中には食事制限や運動をしていた人も含まれていた。同社の担当者は「措置命令を厳粛に受け止め、指摘部分は修正した。表示のチェック態勢強化と社員教育に努める」と話した。〔共同〕

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・規制委発足１０年　廃炉翻弄する「水」との闘い

＜産経ニュース　2022年9月18日＞　https://www.sankei.com/article/20220918-NQFVPHHNDZPITHSHCOD76UWNF4/
https://news.yahoo.co.jp/articles/61f8978c84115dcf9905f3c3f40b80f528270c45
原子力規制委員会は１９日、平成２４年９月の発足から１０年の節目を迎える。東京電力福島第１原発事故の収束に向けた道筋を示し、その工程を監視してきた足跡は、廃炉作業を翻弄する「水」との闘いだったともいえる。後手に回ってきた感もある汚染水対策は希釈処分が見通せる段階までたどり着いた。規制委が「実行可能な唯一の選択肢」として認可した海洋放出が実現すれば、廃炉を成し遂げる大きな一歩となる。
「当初、ここまで時間がかかるとは思わなかった。苦渋の選択であるだけに、理由があったことだろう」
規制委が７月に認可した処理水の海洋放出について、更田豊志（ふけた・とよし）委員長は今月７日の定例記者会見でこう語り、「ようやく処分に向けた計画が進んでいる」と進捗（しんちょく）に期待をのぞかせた。
福島第１原発では、１千基を超える処理水の保管タンクが敷地を圧迫。その数を減らし、廃炉作業の進展に伴って新たに必要となるスペースを捻出するには、放出が「避けては通れない道」（更田氏）だった。
タンクの処理水は多核種除去設備（ＡＬＰＳ）などで大部分の放射性物質を取り除いている。しかし、浄化する方法が十分に確立されていなかったため、事故後の数年間は高濃度のままでの保管を余儀なくされた。当時はタンクの構造や管理手順なども不十分で、漏洩（ろうえい）トラブルが相次ぎ、規制委は対処に追われた。
タンク内の汚染水に起因する放射線は廃炉作業の妨げにもなっていた。平成２５年からはＡＬＰＳが稼働を始め、２７年５月にはタンクで保管していた高濃度汚染水の浄化を完了。２５年度末時点で１０ミリシーベルト近くあった敷地境界での年間被曝（ひばく）線量は大幅に低減し、２７年度末には国が定める基準の１ミリシーベルトを下回った。
汚染水はこの１０年で発生量も大幅に抑制できるようになっている。汚染水は損傷した原子炉建屋に地下水が流れ込むことなどによって発生する。流入を抑制するため、２８年には、１～４号機の周囲約１・５キロの地中を凍らせる「凍土遮水壁」の整備が始まった。前例のない大規模な土壌凍結だったため、効果を疑問視する声もあったが、規制委は慎重に審査を進めて認可に踏み切った。
約１年半をかけて３０年９月に凍土遮水壁が完成すると、１日あたり平均で約４９０トン（２７年度）も発生していた汚染水を約１７０トンまで減らすことに成功した。雨水が入る破損した建屋の屋根の補修なども進め、昨年度には発生量が約１３０トンまで減っている。
政府が放出開始の目標に掲げた来年春頃の期限は刻一刻と迫りつつある。しかし、その前提条件となる地元漁業関係者らからの同意を得る糸口は見いだせていないのが現状だ。
７月の放出計画認可後の記者会見では、更田氏は「規制当局としての責任がある」として継続的に説明を続ける必要性に言及した。発足１０年を迎えた規制委には、３代目の委員長に就任する山中伸介氏のリーダーシップの下で、海洋放出を実現するためにも安全性の発信が求められる。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（検疫）
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8aFYqnn00S-LzGxY
・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年９月 16 日版）
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8aFYqnn00S-LymxY
・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8aFYqnn00S-Lx-xY

[対策・予防]

◇感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県の一部を改正する件（厚生労働省告示第 288 号）

［官報］　令和４年９月 16 日　特別号外　第 77 号　１頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916t00077/20220916t000770001f.html

○厚生労働省告示第 288 号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第三項の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があった都道府県（令和四年厚生労働省告示第二百六十六号）の一部を次の表のように改正し、令和四年九月二十日から適用する。

令和４年９月 16 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第一項の規定に基づき、都道府県知事から届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 （略） 長崎県 鹿児島県	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）附則第二条の二第一項の規定に基づき、都道府県知事から届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、告示する。 （略） 長崎県 （新設）

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・新型コロナワクチンについて、オミクロン株対応２価ワクチン接種の情報資材を掲載しました。

＜厚生労働省　2022 年９月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wyZlgkkH2ARez89RY

****

[3] **フロン排出抑制法に基づく令和３年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果を公表します**

＜環境省　2022 年９月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00543.html

＜経済産業省　2022 年９月 16 日＞

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/r3_saisei-hakai.pdf

一種フロン類再生業者は「フロン類の再生量等の報告」を、フロン類破壊業者は「フロン類の破壊量等の報告」を行うこととなっております。

今般、環境省及び経済産業省は、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業者から令和３年度分の報告を受け、その集計結果を取りまとめましたので公表します。また、第一種フロン類再生業者及びフロン類破壊業から令和２年度分のフロン類の再生量等及び破壊量等の修正報告があったため、その集計結果の修正版を併せて公表します。

環境省では、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を一層促進していくため、経済産業省や都道府県等とも連携しつつ、フロン排出抑制法の施行の徹底を図ってまいります。

■　集計結果概要

・令和３年度のフロン類の再生量の合計は約 1,519 トンであり、前年度と比較して 14.6%増加。

・令和３年度のフロン類の破壊量の合計は約 4,484 トンであり、前年度と比較して 9.4%増加。

・令和３年度のフロン類の再生量と破壊量の合計は約 6,003 トンであり、前年と比較して 10.7%増加。

添付資料

フロン排出抑制法に基づく令和３年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果について

https://www.env.go.jp/content/000074323.pdf

フロン排出抑制法に基づく令和２年度のフロン類の再生量等及び破壊量等の集計結果について（修正版）

https://www.env.go.jp/content/000074324.pdf

****

[4] ***医薬品等***

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生

労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 287 号）

［官報］　令和４年９月 16 日　本紙　第 820 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916h00820/20220916h008200005f.html

◇医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働省告示第 287 号）

［官報］　令和４年９月 16 日　本紙　第 820 号　５頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916h00820/20220916h008200005f.html

○厚生労働省告示第 287 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年９月 16 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑼　（略） ⑽　（略） ⑾　ポリカルボフィルカルシウム ⑿　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品は、次に掲げる医薬品とする。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号イ又はロに掲げる医薬品であって、次に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤 ⑴～⑼　（略） ⑽　ベポタスチン （新設） ⑾　ヨウ素・ポリビニルアルコール（目の殺菌消毒薬に限る。） 二　（略）

◇令和３年度医薬品販売制度実態把握調査結果について

＜厚生労働省　2022 年９月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y4bFIumneKT-b13xY

厚生労働省では、薬局・店舗販売業が医薬品の販売に際し、店舗やインターネットで消費者に適切に説明を行っているかどうか等について調査を行っています。令和３年度の調査は、前年度に引き続き、一般用医薬品のインターネットでの販売状況や要指導医薬品の店舗での販売状況を含めて調査を行いました。

今回の調査では、店舗での販売においては、全体的な遵守率は前回から横ばいで推移しているものの、前回の調査で遵守率が低かった項目である「第一類医薬品の情報提供を行ったうち、文書による情報提供の有無」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応」に関しては、前回から改善しているものの依然として他の項目より低い結果となっているため、これらの項目の更なる遵守率の向上に向けて販売ルールの徹底が必要です。

インターネットでの販売においては、例年遵守率の低い項目である「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」に関して、前回から低下し、他の項目より低い割合となっているため、店舗での販売と同様に販売ルールの徹底が必要です。

引き続き各自治体等と連携し、事業者に対する実態確認、改善指導を徹底するとともに、関係団体に制度の遵守徹底を依頼し、販売制度の更なる定着に取り組みます。

※　販売ルールに関する情報は以下のサイトに掲載しています。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082514.html

【主な調査結果】

◎　店舗での販売に関する調査

前回に比べ全体的に遵守率横ばいであり、多くの項目は９割程度であったものの、第一類医薬品における「情報提供があった店舗のうち、文書を用いて情報提供があった」や「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」等の項目が比較的低い割合となっている。

○　第一類医薬品における「情報提供があった店舗のうち、文書を用いて情報提供があった」*1　：76.5%

○　「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」*2　：82.0%

◎　インターネットでの販売に関する調査

多くの項目の遵守率は９割程度であったものの、例年遵守率の低い「濫用等のおそれがある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」の項目は、店舗での販売以上に他の項目より低い割合が継続している。

	第一類医薬品		第二類医薬品等	
	店舗	インターネット	店舗	インターネット
「(購入者への) 情報提供があった)」*1	92.7%	91.6%	—	—
「文書による情報提供があった」*1	76.5%		—	—
「濫用等のおそれのある医薬品を複数購入しようとしたときの対応が適切であった」*2	—	—	82.0%	67.0%

（医薬品医療機器等法上の根拠規定）

*1　法第 36 条の 10 第１項

*2　法第９条第１項、法第 29 条の２第１項

その他、詳細については別添の概要を御参照ください。

****

[5] ***食品安全衛生関係***

◇特定保健用食品の表示許可について

＜消費者庁　2022 年９月 16 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/030289/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_220916_02.pdf

特定保健用食品の許可食品：

お～いお茶カテキン緑茶　　株式会社伊藤園　　茶系飲料茶カテキン

****

[6] ***温暖化対策関係***

◇「令和３年地球温暖化影響調査レポート」の公表について

＜農林水産省　2022 年９月 16 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/nousan/kankyo/220916.html

農林水産省は、都道府県の協力を得て、地球温暖化の影響と考えられる農業生産現場における高温障害等の影響、その適応策等について報告のあった内容を取りまとめ、「令和3年地球温暖化影響調査レポート」として公表しました。

1.地球温暖化影響調査レポートについて

農林水産省では、「農林水産省気候変動適応計画」（令和3年10月改定）に基づく取組の一環として、各都道府県の協力を得て、地球温暖化の影響と考えられる農業生産現場での高温障害等の影響、その適応策等を取りまとめ、普及指導員や行政関係者の参考資料として公表しています。

本レポートでは、水稲をはじめ、果樹、野菜、花き、家畜等における主な影響、各都道府県の温暖化への適応策

の取組状況等を取りまとめています。
本レポートに示されている影響、適応策等を参考としつつ、今後とも、適応計画に基づく取組が各都道府県で推進されることを期待するものです。
2.令和3年地球温暖化影響調査レポートのポイント
水稲では、出穂期以降の高温により白未熟粒が多くの都道府県で発生。発生抑制のため、水管理の徹底、適期移植・収穫の実施、高温耐性品種の導入（高温耐性品種の作付面積：16万1千ha、作付割合：12.4%）。
果実肥大期以降の高温により、ぶどう・りんごでは着色不良・着色遅延、うんしゅうみかんでは日焼け果や浮皮が発生。着色不良・着色遅延対策として、着色優良品種や着色を気にしなくてよい黄緑系品種の導入。日焼け果対策として樹冠上部・表層摘果の実施。浮皮対策として植物成長調整剤の活用。
トマトでは、収穫期の高温により着花・着果不良、不良果が発生。いちごでは、花芽分化期の高温により花芽分化の遅れが発生。着花・着果不良及び不良果対策として、遮光資材の活用、細霧冷房・循環扇の導入。花芽分化安定・促進のため、新品種導入やクラウン部冷却の実施。
きくでは、高温により開花期の前進・遅延、奇形花が発生。開花期安定のため、シェードの活用や電照栽培による日長操作、ヒートポンプの活用による夜冷、高温耐性品種の導入。
乳用牛では、高温により乳量・乳成分の低下が発生。高温対策として牛舎の送風・換気、細霧冷房の導入。
3.公表について
　　令和3年地球温暖化影響調査レポートは、当省ホームページから御覧になれます。
URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/index.html
令和2年以前のレポートはこちらから御覧になれます。
　　URL：https://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/ondanka/report.html
****
[7] ***エネルギー問題***
◇建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第67号）
　　［官報］　令和４年９月16日　号外　第200号　1～10頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916g00200/20220916g002000001f.html
---
◇都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通省令第68号）
　　［官報］　令和４年９月16日　号外　第200号　11～21頁
　　https://kanpou.npb.go.jp/20220916/20220916g00200/20220916g002000011f.html
****
[8] ***その他省庁発表***
◇令和４年３月新卒者内定取消し等の状況を公表します
＜厚生労働省　2022年９月16日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=m3492hFfgFwG140JY
****
[9] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***
[開催案内]
・令和４年度災害廃棄物対策推進シンポジウムの開催について　　10月23日
＜環境省　2022年９月16日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00572.html
　今年は、３月の福島県沖を震源とする地震、７月・８月の大雨及び台風第８号等、多くの自然災害が発生し、日本各地に甚大な被害をもたらしました。
　災害発生時に、公衆衛生の悪化を軽減させ生活環境を保全するとともに、速やかな復旧・復興を実現するためには、災害対応の関係者が連携協力し、迅速に災害廃棄物対策を実施することが重要になります。
　そのため、災害発生時における国、自治体、民間事業者等の役割や過去の災害廃棄物対策の事例紹介、パネルディスカッション等を通じて災害廃棄物対策について理解を深めていただくことを目的に本シンポジウムを開催します。
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・体外診断薬部会（ペーパーレス）を開催します　　10月３日

＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=wyZlgkkH2ARez8dRY
・第７回「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」　　９月２０日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3Y10hlXiFQOn6oBY
（１）精神障害の労災認定の基準について
（２）その他
・総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会 再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会　（第 45 回）　　9 月 20 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47331
1. 電力ネットワークの次世代化
2. 制度的な検討を要する論点の整理（案）について
・生命科学・医学系研究等における個人情報の取扱い等に関する合同会議（第７回）　　9 月 22 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47329
1. 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の見直しについて
2. 「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」の見直しについて
・日本産業標準調査会標準第一部会　第４０回化学・環境技術専門委員会　　9 月 30 日
＜経済産業省　2022 年 9 月 16 日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/47366
1. 前回議事録の確認
2. 産業標準制定審議
3. 日本産業規格改正審議
4. 日本産業規格廃止審議
5. その他
・原子力損害賠償紛争審査会（第 58 回）の開催について　　9 月 26 日
＜文部科学省　2022 年 9 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkyac8xp2ukafbK
1. 原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について
2. 判決等の調査・分析について（中間報告）
3. その他
・専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第 26 回）の開催について　　9 月 29 日
＜文部科学省　2022 年 9 月 16 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agkyac8xp2ukafbL
1. 意見交換
2. 大学設置基準等の改正を受けた専修学校設置基準の在り方
3. 今後のスケジュール
・G7 気候・エネルギー・環境大臣会合の開催地について
＜環境省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_00601.html
開催地：北海道札幌市

[開催記録、報告、資料等]
・令和４年９月２日　第 83 回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和４年度第 11 回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　　９月２日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=W779GtGfQJzGV2HJY
・厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会）　　9 月 14 日
＜厚生労働省　2022 年 9 月 16 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I8aFYqnnOOS-Lx6xY
（１）新型コロナワクチンに関する副反応への対応について
（２）その他

・第１回「合成燃料（e-fuel）の導入促進に向けた官民協議会」を開催します　　９月 16 日
＜経済産業省　2022 年９月 16 日＞　https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220916003/20220916003.html
　・事務局（資源エネルギー庁）からの説明
　・構成員からの取組説明　等

****

[10] ***海外の化学物質管理情報***　　＜NITE 化学物質管理関連情報　第 601 号　2022 年９月 14 日　から＞

〇国際

・Series on Risk Management - Publications by number
＜経済協力開発機構(OECD)　2022 年９月９日＞
https://www.oecd.org/env/ehs/risk-management/series-on-risk-management-publications-by-number.htm
リスク管理に関する文書が公開された。
〇No. 71 BAT Project Activity 6 - Cross Country analysis of selected sectors for comparison

---

〇欧州

・European Parliament resolution of 16 February 2022 on the implementation of Directive 2009/48/EC of the European Parliament and of the Council on the safety of toys (Toy Safety Directive) (2021/2040(INI))
＜欧州議会（European Parliament)2022 年９月６日＞
https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A52022IP0037&qid=1662512598213
欧州玩具安全指令の施行に関する標記の欧州議会決議が官報公示された。
・G/TBT/N/EU/920
＜欧州委員会(EC)　2022 年９月５日＞
Draft Commission Regulation amending Annex XVII to Regulation (EC) No 1907/2006 of the European Parliament and of the Council concerning the Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals (REACH) as regards synthetic polymer microparticles
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FEU%2F920
標記の REACH 規則の附属書 XVII を修正する草案が WTO/TBT 通報された。対象は、製品へ意図的に添加されたマイクロプラスチック。意見募集は 2022/11/04 まで。
・Speech by Commissioner Thierry Breton: Sovereignty, self-assurance and solidarity: Europe in today's geopolitics
＜欧州委員会(EC)　2022 年９月５日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/SPEECH_22_5350
標記に関する Commissioner Thierry Breton のスピーチが掲載された。
・EU budget - format for reporting non-recycled plastic packaging waste as an own resource
＜欧州委員会(EC)　2022 年９月６日＞
https://ec.europa.eu/info/law/better-regulation/have-your-say/initiatives/13432-EU-budget-format-for-reporting-non-recycled-plastic-packaging-waste-as-an-own-resource_ja
非リサイクルプラスチック包装廃棄物に関する標記の施行規則案が掲示された。意見募集は 2022/10/04 まで。
・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on Diuron - Deadline: 4 October 2022
＜欧州委員会(EC)　2022 年９月６日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-diuron-deadline-4-october-2022-2022-09-06_en
標記に関する SCHEER（Scientific Committee on Health, Environmental and Emerging Risks）の予備的な意見が公開された。意見募集は 2022/10/04。
・SCHEER - Preliminary Opinion open for comments on Hexachlorobenzene - Deadline: 4 October 2022
＜欧州委員会(EC)　2022 年９月６日＞
https://health.ec.europa.eu/latest-updates/scheer-preliminary-opinion-open-comments-hexachlorobenzene-deadline-4-october-2022-2022-09-06_en

標記に関する SCHEER の予備的な意見が公開された。意見募集は 2022/10/04。

・COMMISSION DELEGATED REGULATION (EU) /... amending Annex I to Regulation (EU) 2019/1021 of the European Parliament and of the Council on persistent organic pollutants, as regards hexachlorobenzene

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 8 日＞

https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=PI_COM%3AC%282022%296122&qid=1662686775747

欧州 POPs 規則の改正規則が官報公示された。附属書 I に記載されている hexachlorobenzene (HCB) に関して、意図しない微量汚染物質 (UTC) の濃度限界を設定するもの。発効日は官報公示の 20 日後。

・Environmental implementation: Commission urges better application of EU environmental rules to protect human health and the environment

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 8 日＞　https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_22_5367

第 3 回 Environmental Implementation Review (EIR)に関する 標記のプレスリリースが掲載された。

・Remarks by Commissioner Sinkevičius at the press conference on the Environmental Implementation Review

＜欧州委員会(EC)　2022 年 9 月 8 日＞

https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/speech_22_5413

Environmental Implementation Review に関する会見の記事が掲載された。

・Have your say: EFSA and ECHA to develop guidance on the impact of water treatment processes on active substance residues in drinking water

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 5 日＞　https://www.echa.europa.eu/other-calls-for-comments-and-evidence

標記に関する意見募集が掲載された。締切は 2022/10/27。

・ECHA Weekly - 7 September 2022

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 7 日＞

https://www.echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/9109026-209

＜REACH＞

〇Modified recommendations to registrants on how to cover mutagenicity information requirements

　染色体異常を調査するアプローチの変更に関する合意について。

＜IT tools＞

〇Webinar: Data Uploader: converting your chemical data into IUCLID format

　2022/09/21 に開催される標記ウェビナーについて。

＜欧州化学品庁(ECHA)　Events＞

〇REACH Committee meeting in September - microplastics on the agenda

　2022/09/23 にオンライン開催される標記会合について。

・Have your say: Nine proposals to identify new substances of very high concern

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 7 日＞

https://www.echa.europa.eu/-/have-your-say-nine-proposals-to-identify-new-substances-of-very-high-concern

REACH 規則における高懸念物質群特定のための 9 件の提案に対する意見募集が開始された。 締切は 2022/10/17 まで。

・Draft update to the Guidance on data sharing and comments received is sent to CARACAL

＜欧州化学品庁(ECHA)　2022 年 9 月 8 日＞

https://www.echa.europa.eu/support/guidance/consultation-procedure/ongoing-reach

REACH におけるデータ共有に関するガイダンス (Ver.4.0) の草案が更新され、 協議手続きのために CARACAL (REACH および CLP の所管当局) へ送付された。

・ECHA IT Days

＜欧州化学品庁(ECHA)＞　https://www.echa.europa.eu/-/echa-it-days

ECHA の IT トランスフォーメーションプログラム (ECHA IT 3.0) に関する 標記イベントがヘルシンキで開催される。開催日は 2022/11/16～17。 参加登録は 2022/09/23 まで。

・ドイツ　プラスチック汚染抑制を目的とした国際イニシアティブへ参加　(ドイツ／2022.08.22 発表)

＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 9 月 9 日＞

https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47962&oversea=1

○米国

・Colour Index Pigment Violet 29 (PV29); Revision to the Toxic Substances Control Act (TSCA) Risk Determination; Notice of Availability

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 6 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/06/2022-19093/colour-index-pigment-violet-29-pv29-revision-to-the-toxic-substances-control-act-tsca-risk

C. I. ピグメントバイオレット２９(PV29)の TSCA リスク判定の改訂最終版が官報公示された。

ニュースリリース

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-finds-pv29-poses-unreasonable-risks-human-health

・Designation of Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctanesulfonic Acid (PFOS) as CERCLA Hazardous Substances

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 6 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/06/2022-18657/designation-of-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctanesulfonic-acid-pfos-as-cercla-hazardous

PFOA と PFOS に関する標記の提案規則が官報公示された。 意見募集は 2022/10/06 まで。発効日は 2022/11/07。

WTO/TBT 通報 → https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUSA%2F1915

・EPA Releases Outreach Materials for National Lead Poisoning Prevention Week

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 7 日＞

https://www.epa.gov/chemicals-under-tsca/epa-releases-outreach-materials-national-lead-poisoning-prevention-week-0

全米鉛中毒予防週間(2022/10/23～29)の活動に備えて活動支援資料が 公開された。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NESHAP for Friction Materials Manufacturing (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/08/2022-19424/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-neshap-for

標記の NESHAP (National Emission Standards for Hazardous Air Pollutants) に 関する情報収集要求 (ICR) が官報公示された。対象は摩擦材料製造。 追加の意見募集は 2022/10/11 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NSPS for Other Solid Waste Incineration Units (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 8 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/08/2022-19425/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-nsps-for

標記の NSPS(The New Source Performance Standards) に関する 情報収集要求 (ICR) が官報公示された。対象は、 小規模都市ごみ焼却施設および施設ごみ焼却施設の固体廃棄物燃焼装置。 追加の意見募集は 2022/10/11 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NSPS for Ammonium Sulfate Manufacturing Plants (Renewal)

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 9 日＞

https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/09/2022-19530/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-nsps-for

標記の NSPS(The New Source Performance Standards) に関する 情報収集要求 (ICR) が官報公示された。対象は硫酸アンモニウム製造工場。 追加の意見募集は 2022/10/11 まで。

・Information Collection Request Submitted to OMB for Review and Approval; Comment Request; NSPS for Pressure Sensitive Tape and Label Surface Coating Operations

＜米国環境保護庁(US EPA)　2022 年 9 月 9 日＞
https://www.federalregister.gov/documents/2022/09/09/2022-19534/information-collection-request-submitted-to-omb-for-review-and-approval-comment-request-nsps-for
標記の NSPS(The New Source Performance Standards) に関する情報収集要求（ICR）が官報公示された。対象は、感圧テープとラベル表面コーティング作業。追加の意見募集は 2022/10/11 まで。
・アメリカ環境保護庁、ディーゼル排出削減法プログラムの効果を報告　（発表日：2022.08.25）
＜環境展望台：国立環境研究所＞　https://tenbou.nies.go.jp/news/fnews/detail.php?i=34304
・アメリカ環境保護庁、化学物質の放出事故から地域住民を守るためリスク管理プログラムの規則強化案を提示（アメリカ／2022.08.19 発表）
＜EIC ネット：環境イノベーション情報機構　2022 年 9 月 6 日＞
https://www.eic.or.jp/news/?act=view&serial=47955&oversea=1

〇ウクライナ
・G/TBT/N/UKR/225
Draft Resolution of Cabinet of Ministers of Ukraine "On Amendments to the Technical regulation on the restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment"
＜ウクライナ　2022 年 9 月 5 日＞　https://eping.wto.org/en/Search/Index?viewData=G%2FTBT%2FN%2FUKR%2F225
標記の閣議決定案に関する WTO/TBT 通報が掲載された。 意見募集は 2022/10/05 まで。

〇タイ
・G/TBT/N/THA/590/Add.1
The Ministerial Regulation on Synthetic Dyestuffs: Direct Dye (TIS 739-2563(2020))
＜タイ　2022 年 9 月 7 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F590%2FAdd.1
標記に関する追加情報の WTO/TBT 通報が掲載された。対象は直接染料。 発効日は 2023/08/19。
・G/TBT/N/THA/591/Add.1
The Ministerial Regulation on Synthetic Dyestuffs: Reactive Dye (TIS 740-2563(2020))
＜タイ　2022 年 9 月 7 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F591%2FAdd.1
標記に関する追加情報の WTO/TBT 通報が掲載された。対象は反応染料。 発効日は 2023/08/19。
・G/TBT/N/THA/592/Add.1
The Ministerial Regulation on Synthetic Dyestuffs: Vat Dye (TIS 760-2563(2020))
＜タイ　2022 年 9 月 7 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F592%2FAdd.1
標記に関する追加情報の WTO/TBT 通報が掲載された。対象は建染め染料。 発効日は 2023/08/19。
・G/TBT/N/THA/593/Add.1
The Ministerial Regulation on Synthetic Dyestuffs: Sulphur Dye (TIS 2344-2563(2020))
＜タイ　2022 年 9 月 7 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F593%2FAdd.1
標記に関する追加情報の WTO/TBT 通報が掲載された。対象は硫黄染料。 発効日は 2023/08/19。
・G/TBT/N/THA/594/Add.1
The Ministerial Regulation on Synthetic Dyestuffs: Acid Dye (TIS 2532-2563(2020))
＜タイ　2022 年 9 月 7 日＞
https://eping.wto.org/en/Search/Index?domainIds=1&viewData=G%2FTBT%2FN%2FTHA%2F594%2FAdd.1
標記に関する追加情報の WTO/TBT 通報が掲載された。対象は酸性染料。発効日は 2023/08/19。
****

[11] *その他*

・教員免許更新制廃止で大学「億単位の収入減」　研修新制度へ岐路

＜朝日新聞　2022年9月17日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ9H4S9GQ9FUTIL016.html

教員免許に期限を設け、講習を受けなければ失効する教員免許更新制が7月に廃止され、これまで講習を開いてきた大学が岐路に立たされている。更新制開始から積み上げてきた知見を生かす場が失われかねず、講習料収入もなくなる。来年度から新しい教員研修制度が始まるのを前に、文部科学省が支援策を打ち出す一方、一部の大学は独自の取り組みに動き始めた。

教員免許更新制は、教員の資質向上を目的に2009年度に始まった。免許は10年間有効で、期限切れ前の2年間で更新講習を30時間以上受けなければ失効する仕組みだった。受講費用は教員の自己負担が原則で平均3万円程度とされた。

■更新講習開いた大学、今年度…

・教員免許更新制「やっと解放」の現場　研修新制度で負担どうなる

＜朝日新聞　2022 年 7 月 9 日＞

https://www.asahi.com/articles/ASQ776F95Q71UTIL02H.html?iref=pc_rellink_01

教員免許更新制が今月 1 日に廃止され、来年度から始まる新たな研修制度の骨格が固まった。研修の成果について教育委員会や校長が確認する方法を明確化し、教員の指導力の担保を図る。ただ、教員の間では、校長が研修を勧める形式は自主性を損ない、履歴を記録する作業は負担増になるといった懸念も残る。一方の校長たちにも、業務が膨らむ警戒感がにじむ。

「やれやれ、やっと解放されるのか」。大阪府の中学校の男性教員（56）は免許更新制の廃止を知り、そう思った。

学校には朝 7 時に行き、顧問をしているバスケットボール部の練習の指導をする。体育祭や文化祭など行事の担当もしているので、会議に合わせて資料を作らなければならない。締め切りのある仕事を先に片付けるとなると、授業準備は後回し。部活の後、退勤は午後 7 時だ。教頭が残っている全員に一人ひとり「早く帰れ」と声をかけるので、残った仕事は持ち帰るしかない。帰宅後、食事をしてから取りかかると能率が上がらず、午前 0 時を回る。

そんななか、10 年に 1 度の更新講習の優先順位は低くなる。参加しやすい日時は埋まり、結局、疲れ切った体で居眠りしながらオンライン研修をこなした。最新の知識が得られるとは思えなかった。

■ICT・教育データ活用、資…

****

[付録]

◇強力な磁力を持つネオジム磁石製のマグネットセットの誤飲事故が再発！

＜国民生活センター　2022 年 9 月 14 日＞　https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220914_2.html

2018 年 4 月、国民生活センターは、幼児によるネオジム磁石製のマグネットセット（以下、「マグネットセット」とします。）(注1) の誤飲事故について注意喚起 (注2) を行いました。

その後も同種の事故が発生していたことから、2021 年 11 月、消費者安全調査委員会と公益社団法人日本小児科学会は連名で注意喚起を行いました。

2022 年 3 月、消費者安全調査委員会が、「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故」を公表し、経済産業大臣に対し、マグネットセットが子どもの手に渡らないよう、法令による規制の検討を行うことと、インターネットモール事業者に協力を求めることについて、意見を出しました。また、消費者庁長官に対しては、事故情報の収集体制の強化と消費者への周知についての意見を出し、同日、消費者庁は注意喚起を行いました。

同年 6 月、経済産業省は、消費者安全調査委員会の意見を受けて「ネオジム磁石製のマグネットセットによる子どもの誤飲事故の防止について（注意喚起及び協力要請）」を公表し、マグネットセットを購入される方への注意喚起に加え、インターネットモール上でマグネットセットを販売する事業者において講じていただきたい対策について呼びかけるとともに、主要なインターネットモール運営事業者への協力要請を行いました。

同年６月、国民生活センターの「医師からの事故情報受付窓口」（以下、「ドクターメール箱」とします。）に、2 歳児がマグネットセットの磁石を複数個誤飲し、救急搬送されたとの事故情報が寄せられました。

再び同種の事故が発生したことを受けて、改めて消費者に注意喚起等を行うこととしました。

ドクターメール箱に寄せられた事故情報

【事例】

2歳の女児がマグネットセットの磁石を誤飲。胃内に7個つながった状態で認められ、全身麻酔下で内視鏡により摘出。

消費者へのアドバイス

強力な磁力を持つマグネットセットは子どもの使用を想定した玩具ではありません。子どもには触れさせないようにしましょう。

誤飲した可能性がある場合は、すぐに医療機関を受診しましょう。

事業者への要望

強力な磁力を持つマグネットセットの誤飲事故の再発を防止するため、子どもには触れさせないよう注意喚起を行うとともに、子どもの使用や知育教材等をイメージさせる表示、広告を行わないよう要望します。

インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

強力な磁力を持つマグネットセットの誤飲事故の再発を防止するため、販売事業者が子どもの使用や知育教材等をイメージさせる表示、広告を行わない方針を徹底するとともに、購入者に対し、継続的に注意喚起や啓発を行う等の協力を依頼します。

行政への要望

強力な磁力を持つマグネットセットの誤飲事故の再発を防止するため、消費者安全調査委員会の意見にあります「法令による規制の検討」等を要望します。

強力な磁力を持つマグネットセットの誤飲事故の再発を防止するため、事故情報の収集体制の強化に努めるとともに、消費者に誤飲の危険性を効果的に伝える注意喚起や啓発を継続的に行うよう要望します。

<u>◇電動キックボードでの公道走行に注意－公道走行するためには運転免許や保安基準に適合した構造及び保安装置が必要ですー　「事業者の対応」追加</u>

＜国民生活センター　2022年9月16日＞　　［2022年3月17日：公表］［2022年9月16日：更新］

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220317_1.html#taiou20220916

キックボード（車輪付きの板）に電動式のモーター（原動機）を取り付けて、立った状態で運転する、いわゆる「電動キックボード」や「電動キックスケーター」（以下、「電動キックボード」とする。）が販売されています。電動キックボードの中には公道を走行できるものもあり、新たなモビリティとして注目されています。通常のキックボードは遊具と位置付けられ、車道・歩道問わず交通の頻繁な場所での使用が禁止されている一方、電動キックボードは電動式の原動機（モーター）により走行し、原動機の定格出力によって区分され、0.6kW 以下であれば、道路運送車両法上は第一種原動機付自転車に該当し、歩道で走行することは禁止されています。公道を走行する際は、道路運送車両の保安基準に適合した制動装置、前照灯、後写鏡等の構造及び装置を備えていることが必要です。さらに、ナンバープレート（標識番号標）の表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入、運転免許の保有とヘルメットの着用も必要です。こうした中、道路運送車両の保安基準に適合しないもので走行中の交通事故や道路交通法違反についての報道が増えており、消費者の中には法的な位置付けや乗車方法などを正しく理解していない人がいるものと危惧されます。

PIO-NET（パイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）には、2016 年度以降、電動キックボードに関する相談は 124 件あり、このうち少なくとも 7 件は危害を伴った内容で、9 件は公道走行の可否に関するものでした。

そこで、電動キックボードの公道走行について正しい情報をまとめるとともに、現在、公道走行ができるとうたわれて販売されているものの構造及び装備等を調査し、消費者へ情報提供することとします。

テスト結果

保安装置の調査

• 1 銘柄で速度計の指示速度が計測した走行速度よりも下回り、他の 1 銘柄では大きな誤差がありました
• 原動機の定格出力表示は全銘柄とも 0.6kW 以下でした
• 全銘柄とも、公道走行するために必要な保安装置を装備していました
• 1 銘柄で道路運送車両法に定める基準よりも停止距離が長くなりました
• 1 銘柄で前照灯が走行中に消灯できてしまう構造であったうえ、視認性が不足していると考えられました
• 4 銘柄で後部反射器の反射性能が不足していると考えられました
• 2 銘柄で方向指示器の視認性が不足していると考えられました
• 6 銘柄で警音器の音の大きさが不足していました
• 3 銘柄で後写鏡の大きさが不足していました
• 1 銘柄で番号灯の視認性が不足していると考えられました
• 1 銘柄で尾灯が走行中に消灯できてしまう構造でした
• 2 銘柄で制動灯の明るさが不足していると考えられました

表示の調査

• 2 銘柄の取扱説明書には、ナンバープレートの取得等、公道走行に関する説明表示がありませんでした
• 4 銘柄の充電器には、特定電気用品の表示における届出事業者名の表示がありませんでした
• 5 銘柄で取扱説明書に雨天時の走行ができない旨の注意表示がありました。他の 3 銘柄には雨天時の走行可否や防水性能に関する表示がありませんでした

方向指示器や制動灯のない銘柄での走行中の合図について

• 進行方向を合図しながらの片手運転では、乗車状態が不安定になりました

その他

• 1 銘柄で紛らわしい灯火類が装備されていました

消費者へのアドバイス

• 公道を走行する電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）は、第一種原動機付自転車に該当します。道路交通法の区分に応じた運転免許の保有とヘルメットの着用、道路運送車両法の区分に応じた保安基準に適合した構造及び保安装置、交付されたナンバープレートの表示、自動車損害賠償責任保険（共済）への加入等が必要となりますので必ず実施しましょう
• 公道を走行する目的で電動キックボードを購入する際には、道路運送車両の保安基準に適合した装置が装備されているか、購入した状態で公道を走行することができるかを必ず確認しましょう
• 方向指示器がない電動キックボード（最高速度 20km/h 未満）は右左折時に手の動作による合図が必要となります。交通量の多い交差点での右折時は降車して歩道を押して通行するなど、安全を優先しましょう
• 電動キックボードは、車両や車輪がコンパクトで、利便性が高い反面、凹凸や滑りやすい路面では不安定になる場合があります。走行には十分に注意しましょう
• 夜間に走行する際は、できるだけ目立つ服装にしましょう
• 第一種原動機付自転車に区分されてヘルメットの着用が義務付けられている一般の電動キックボード（定格出力 0.6kW 以下）と、産業競争力強化法に基づく新事業活動計画における電動キックボードでは法律上の区分が異なり、適用規則が異なります。正しい情報をよく理解し、法律にのっとった方法で使用しましょう

業界・事業者への要望

• 道路運送車両の保安基準の性能を満たしていない保安装置について、基準の性能を満たすよう改善を要望します
• 車両付属の充電器の表示に不備があった銘柄は、関連法令を遵守し、適切に表示するよう改善を要望します
• 電動キックボードで公道を走行する際に必要な内容を継続的に消費者へ周知するよう要望します
• 公道走行ができるすべての電動キックボードに方向指示器を装備することを要望します
• 消費者が実施できる走行前の点検方法や定期的なメンテナンスの作業方法を取扱説明書に分かりやすく表示し、組み立てに係るサポート、点検、修理をするサービスを併せて提供することを要望します

インターネットショッピングモール運営事業者への協力依頼

• 公道で走行ができると表示した電動キックボードを消費者が安心して安全に使用するために、保安基準に適合

した車両を販売するよう出品者への周知をお願いします

行政への要望

- 電動キックボードの特徴や、走行する場合の注意点について、消費者への周知啓発を要望します
- 電動キックボードの道路交通法上での区分について、周知継続を要望します
- 電動キックボードの道路運送車両法上での区分について、周知継続を要望します
- 車両付属の充電器の表示に適合しない銘柄を製造または販売している事業者に対し、関連法令を遵守し、適切に製造・輸入販売されるよう指導等を要望します
- 一般に販売されている電動キックボードと産業競争力強化法に基づく新事業活動計画における特例電動キックボードとの違いについて、周知継続を要望します

◇高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル　最新10選

＜国民生活センター　2022年9月14日＞

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220914_1.html

国民生活センターでは、9月19日（月曜）の敬老の日にあわせて、全国の消費生活センター等に寄せられた相談やこれまでの公表資料などから、高齢者と、高齢者を見守る方々に向けて、今、特に気を付けてほしい消費者トラブルをまとめました。

高齢者とそのまわりの方に気を付けてほしい消費者トラブル　最新10選

1. 屋根や外壁、水回りなどの"住宅修理"
2. 保険金で住宅修理できると勧誘する"保険金の申請サポート"
3. "インターネットや電話、電力・ガスの契約切替"
4. "スマホ"のトラブル
5. 健康食品や化粧品、医薬品などの"定期購入"
6. パソコンの"サポート詐欺"
7. "架空請求"、"偽メール・偽SMS"
8. 在宅時の突然の"訪問勧誘、電話勧誘"
9. "不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘"
10. 便利でも注意"インターネット通販"

困ったときは、最寄りの消費生活センター等へ相談しましょう！

＊消費者ホットライン「188（いやや！）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

契約について不安に思ったり、トラブルにあったりした場合には、できるだけ早く最寄りの消費生活センター等に相談しましょう。

消費者トラブルはひとごとではありません。自分は大丈夫と思いこまず、日頃からいろいろな消費者トラブルについて知っておきましょう。

また、消費生活センター等へは家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員からでも相談することができます。被害の拡大を防ぐために、身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く相談してください。高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族など、まわりの方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことがとても重要です。不審な電話や訪問を受けた時の対応、どこに相談したらよいかなどについて、話し合っておきましょう。

高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りポイントについて、チェックリストを掲載しました。ご活用ください。

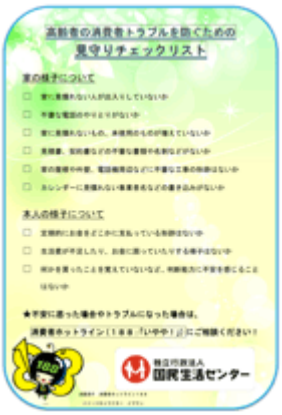

・高齢者の消費者トラブルを防ぐための見守りチェックリスト

https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20220914_1_checklist.pdf

********** 以上 **********